

第 48 回地方分権改革推進会議小委員会議事概要（速報版）（抜すい）

1 会議の概要

- (1) 日時 平成 16 年 3 月 12 日（金） 10：00～12：30
- (2) 出席委員 西室泰三議長、水口弘一小委員長、赤崎義則、森田 朗、吉田和男、吉永みち子の各委員
- (3) 議事の内容
 - ・ 総務省からヒアリングを行うとともに、事務局から地方支分部局に関する調査結果の報告を行った。
 - ・ 次回の会議は、3 月 17 日（水）14 時から小委員会を開催し、国土交通省、農林水産省、経済産業省からヒアリングを行うとともに、森田委員から海外調査結果の報告を受ける。

2 意見交換の概要

- (1) 総務省から資料 1－1 に沿って説明が行われた。その後、意見交換を行った。
- 本日欠席の委員から寄せられている質問（地方代議員制度・地方議会制度の見直し、地方公務員制度の見直し、地方分権に伴う「総務省」（旧自治省）自身などの改革、道州制・市町村合併に関する総務省としての方針と進捗状況）からお答えいただきたい。
- 最初に地方議会制度の見直しということで、人口構造の急激な成熟化や市町村合併等の動きを考慮した場合、今後 30 年間で、現在約 6 万人いる地方議会議員を少なくとも 3 割削減すべきではないか、また国の方針として議員報酬や議会費の交付税措置を見直すことまで踏み込むべきではないか、夜間や土日の開催により仕事を持った人の議員としての参加を可能にして職業としての地方議員をなくす方向を目指すべきではないかという指摘をいただいている。

地方自治制度を所管する立場から申し上げますと、議会は住民自治を実現する上で非常に重要な機能を持っている。地方分権の原則から言っても、地方公共団体が自ら決すべき部分が相当大きいのではないかと。当然憲法の要請に基づいて地方自治制度の骨格を決めるが、議員数は各地方公共団体の自己決定に委ねられる部分が相当大きいと考えており、一定年限でこれだけの数を減らすということを国として示すのは適当ではないと考えている。

（略）

- 議員報酬等の交付税措置だが、議員報酬等については、地方自治法の規定にもあるように地方公共団体の標準的な経費と考えており、普通交付税において、県分では人口 170 万人を標準団体、市町村分では人口 10 万人を標準団体として議員報酬の一般財源の所要額を単位費用に算入して措置している。議員報酬の水準は、地方公共団体の実態等を勘案して適宜改定している。議員報酬は、5 年に一度の給与実態調査の結果を踏まえて設定している状況。

- 話を伺っている限りにおいては、これまで進めてきた地方分権の方向がだんだん実現されている気がしている。公務員制度の改革にしても必置規制その他の取組みにしても、かなりの点で改革の方向が進んできたと思うので、それを更に進めていただきたいが、もう少しこの辺りも考えていただきたいという点とこの辺りはどうなのかということについてお尋ねしたい。

(略)

二点目は、議員報酬について交付税の単位費用として算入しているということ。この会議でもほぼ反対意見はなかったと思うし、地方分権推進委員会のときも出たことだが、やはり一定の給与保障が今のいろいろな議会の問題に結びついているのではないか。本来の自治であるならば、むしろ自分たちの代表の活動経費や報酬は自主財源で賄うことが筋ではないか。もちろん現実問題としてそれを全部賄うのが難しいのは数字の上から明らかだと思うが、現在の形では自治の理念からも規律が働きにくい仕組みになっているのではないかという指摘があったと思う。その辺りについてどういう考えか伺いたい。

- 議員報酬の関係の質問だが、日当は費用弁償で出していると思う。これは議論次第だと思うが、法律上認められていることで、私は特に問題だとは思っていない。

(略)

- 公務員関係の話をしていただいたが、議員報酬について、委員からの質問の一定の給与保障は自治体の自主財源でやるべきではないかという点はどうか。

- 交付税の中で積算するのは標準的な経費であり、地方公共団体が支出している実態がまあ標準的に行われている場合には一定の反映をするということを交付税の需要額算定の基本としている。各都道府県の議員報酬にはかなりのばらつきがある。実際の給与の実態調査をしたときと交付税の算入とはかなりの違いがある。押しなべて給与実態の方が1割ほど高い。都道府県では給与実態の大体9割くらいの水準で交付税の算入をしている状況。市町村は10万人のレベルの市を抜き出して比較したところ、大体8割くらいの水準で交付税の算定がされており、かなりばらつきがある。地方公共団体がすべて報酬を支出している実態を踏まえて交付税の算定をしている。

- 私が申し上げたかったのは、制度の問題として、例えば自分たちのところは無償でよいという選択ができる余地があってもよいのではないかということだが、交付税措置があるためにそういう選択ができないということ。逆に言うと、高い報酬をきちんと議員に払ってやってもらいたいところは、自ら負担すればよいのではないかという原理的な考え方がもう少し入ってもよいのではないかということを上申し上げたかった。

- 交付税措置があるから選択できないというのはやや逆転した話。先ほども申し上げたように、日本の場合には地方公共団体が相当広範な仕事をやっており、住民自治が非常に重要。そして議員がいて重要な役割を果たしているので、報酬を支給しなければいけないという規定を置いている。そういう規定を根拠にして普遍的な財政需要としての交

付税措置がなされていると理解している。私どもとしては、今の規定は十分な合理性があると思うが、説明にあったように、地方議会については様々な観点からの議論があるので、この点については第 28 次地方制度調査会で基本的な論点も含めて地方議会の在り方の議論がなされると承知している。

○ 委員がおっしゃっているのは、そういうものが制度的に固定化されてしまうと、それを守らなければならないことになってしまう。つまり結果的に制度を強制している結果になっているという事実をおっしゃっている。原点に戻れば、いろいろな仕事をしてもらい、それに対する報酬はなければならないので、きちんと議員に対して払っている。実際に払っている自治体があるのでそれをコンペイトする。そこまでの議論は分かる。仕事の内容によって期待が違うところをどうするかというところまで戻れるようなフレキシビリティを確保する方策があるとすれば、それにより議員報酬の交付税に依存する分を減らすことがあってもよいのではないかという話をされたと思う。非常に対立的な話のように聞こえるが、原則論を考えれば、やはり問題点としては指摘しておかなければならない点ではないか。

○ 6 万人も必要なのかという話。6 万人が維持できているのは交付税制度によってであり、実際は維持できない。高い給料を払ってしっかりやりたかったら自分のところの税金でやればよいのではないかということ。

→ 交付税制度があるから 6 万人が維持されているということではなく、議会の運営も含めて標準的な財政需要を賄うために地方交付税制度があるので、議会費についてだけ部分的な議論をされるのは、交付税の役割から見れば少し違和感を覚える。

